

兵庫県立大学神戸商科キャンパス「商大論集」「人文論集」投稿規程

(趣旨)

第1条 『商大論集』及び『人文論集』は、兵庫県立大学国際商経学部、社会情報科学部、社会科学研究科及び情報科学研究科で行われた研究成果を毎年度定期的に発行し、各大学図書館、学術研究機関などへ寄贈、公表する重要な論文集である。
原則として、『商大論集』は3回、『人文論集』は1回発行する。

(投稿原稿)

第2条

- (1) 内容：投稿原稿の内容は、未発表のものに限る。
- (2) 投稿原稿の種類：次のタイプの原稿の投稿を受け付ける。
 - ア 査読論文（査読を希望するもののみ）。ただし、学生会員の投稿については、査読を適用する。
 - イ 論文
 - ウ 研究ノート
 - エ 書評
 - オ 翻訳
 - カ その他 「学術研究会運営委員会」（以下「運営委員会」という。）が認めたもの
- (3) 投稿資格：投稿できる者は、次に掲げる者とする。
 - ア 「兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術研究会」（以下「学術研究会」という。）の正会員 及び準会員
 - イ 「学術研究会」の名誉会員
 - ただし、次に掲げる制約を設ける。
 - ・投稿原稿の掲載は、一回計年度において、「商大論集」又は「人文論集」のいずれか1回とすること。
 - ・投稿原稿については、運営委員会の承認を得ること。
 - ウ 「学術研究会」の特別会員
 - ただし、次に掲げる制約を設ける。
 - ・投稿原稿の掲載は、一回計年度内において、「商大論集」又は「人文論集」のいずれか1回とすること。
 - ・投稿する原稿については、正会員1名の推薦を得ること。
 - ・当該原稿の掲載については、運営委員会の承認を得ること。
 - エ 正会員から推薦を受けたもの
 - ただし、別に定める刊行物に関する規則に依る制約を受けるものとする。
なお、「学術研究会」の会員以外の教員、大学院生及び外部の共同研究者を共著者とすることは差し支えない。
- (4) 原稿の体裁および提出方法：
原稿は、原則として電子媒体及びプリントアウトした原稿で提出すること。詳細は「投稿の手引き」を参照。

(投稿から発行までのスケジュール管理)

- 第3条 論集の年間の発行計画に基づいて定められた投稿締切日に原稿を締め切り、そして、発行予定日に発行できるようにする。
- 2 発行において、何らかのトラブルが発生し、発行が予定通りにいかない場合、速やかに編集委員会を開いて協議し、すでに投稿者がいる場合は、編集委員会が状況を投稿者に知らせる。
 - 3 査読論文の扱いについては、第4条の通りであるが、査読の手続きが、発行のスケジュールに影響しないようにする。
 - 4 発行スケジュールについては、編集委員長ならびに編集委員会が、投稿者の不利にならないように責任を持って管理する。

(査読を希望する投稿原稿の扱いについて)

- 第4条 「商大論集」に投稿された原稿は、希望者に限り以下の手順と手続きによって査読し、掲載する。ただし、当分の間、「人文論集」には査読を適用しない。
- 2 原稿は内容検討のため、査読希望論文について編集委員会が査読担当者を選び、査読を依頼する(原則として2名)。査読方法については、「査読の手引き」を参照。
 - 3 編集については、編集委員会が行う。
 - 4 投稿から発行までのスケジュールは次のとおりとする。
 - (1) 査読は原則として2ヶ月以内に完了し、査読の内容(無修正で受理、条件付で受理、棄却)を本人に通知する。「査読の手引き」を参照。
 - (2) 受理後は、掲載の巻・号を投稿者に文書をもって通知する。
 - (3) 以上の手続きは、編集委員長が責任を持って運営する。

(その他)

第5条

- (1) ページ数：掲載論文のページ数は、原則として、40,000文字を上限とする。
- (2) 抜刷り：著者には電子ファイル形式で交付する。印刷物での交付を希望する場合は、著者負担とする。

附 則

この規程は、平成16年7月21日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年6月17日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年6月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年10月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この規則は、令和 3 年 7 月 7 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2. 会計研究科、経営研究科については第 1 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 22 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。